

議案第 4 2 号

狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市事務手数料条例（昭和 5 1 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中 6 1 の項を 6 2 の項とし、2 8 の項から 6 0 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、2 7 の項を削り、2 6 の項を 2 7 の項とし、同項の次に次のように加える。

2 8	住民基本台帳法第 2 1 条の 3 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	2 0 0 円
-----	---	---------

別表 2 5 の項の次に次のように加える。

2 6	住民基本台帳法第 1 5 条の 4 第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 5 項において読み替えて準用する同法第 1 2 条の 3 第 8 項の規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付	2 0 0 円
-----	---	---------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請がなされている通知カードの再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 2 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するとともに、住民基本台帳法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。